　昭和自動車株式会社　御中

**「チョイソコよかまちみらい号」運行における**

**エリアスポンサー協賛申込書**

1. 「チョイソコよかまちみらい号」サービス

(1) 昭和自動車株式会社（以下「当社」）は、糸島市、エリアスポンサー（以下「スポンサー」）各社様のご協力の下、糸島市の限定地域内において、旅客自動車運送事業者が、会員（以下に定義する）を、乗合の形態で特定の目的地に定額運賃で運送する「チョイソコよかまちみらい号」サービス（以下「本サービス」）を、以下の概要で行うことを企画し支援します。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 地域 | 糸島市内で、糸島市公共交通会議で承認された地域 |
| 1. 運行期間 | 2021年10月1日~ |
| 1. 運行日時 | 旅客自動車運送事業者が運行する日時  上記期間のうち、月曜から金曜（祝祭日・お盆8/13~15・年末年始12/29～1/3を除く）  8：30～16：00（2021年10月1日より） |
| 1. 乗客 | 当社の規約にもとづき利用申込みを行い、当社が会員であると認めた方（以下「会員」） |
| 1. 旅客自動車運送事業者 | 糸島市公共交通会議で承認された旅客自動車運送事業者 |

(2) 運行において、旅客自動車運送事業者は、会員の希望に応じて、会員をスポンサー様（停留所の提供を希望しないスポンサー様を除く）の営業所・店舗（以下「営業所等」）、公共施設等に所在する停留所に運送します。ただし、会員のスポンサー様の営業所等への立寄りまたは利用を保証するものではありません。

(3) 当社は、本サービスの円滑な運営のため、停留所の設置および維持管理を行い、また、本サービスの目的に適合する範囲において、スポンサー様の希望に応じて、当社が別途定める態様および方法で、スポンサー様の広告宣伝を会員に告知します。【広告の範囲について別紙参照】

2. スポンサー様によるご協力

スポンサー様には、以下のとおり運行にご協力下さいますよう、お願い致します。

1. 通行、会員の乗降および待機に支障のない場所を、停留所としてご提供下さい。ただし、停留所の提供を希望しないスポンサー様については、この限りでありません。
2. 当社が提供する停留所の表示を掲示し、または設置することにご協力下さい。
3. スポンサー様の営業所等に、本サービスの利用申込書・資料等を備え置き頂き、顧客から問合せがあれば、チョイソコセンターの連絡先をご案内下さい。
4. 停留所において、会員に体調不良、事故、その他緊急事態がある場合、チョイソコセンターにご連絡下さい。
5. スポンサー様の営業所等の従業員等、本サービスに関わる可能性のある方々に、スポンサー様にご協力頂く内容をご周知お願いします。
6. 本サービスについての評価を、当社にフィードバック頂くようお願いします。

3. スポンサー契約条件

スポンサーとなることができる者は、健康増進を目的とした外出支援のための取組みにご賛同いただき、チョイソコ停留所（住宅地停留所および外出目的先となる事業者停留所）の設置に協賛金をご負担いただける法人／個人事業者、協会／組合、グループ／個人が対象となります。ただし、下記に該当する場合はスポンサーとなることができません。

1. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条第１項に定める風俗営業、またはこれに類似するものに係る業種・事業者
2. 消費者金融および高利貸しに係る業種・事業者
3. 債権の取立て、示談の引受け等に係る業種
4. ギャンブル（宝くじを除く）に係る業種・事業者
5. 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種・事業者
6. 破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続その他の倒産手続の申立てを行い、又はこれらの申立てを受けている事業者
7. 暴力団等、反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力との関係があると疑われる業種・事業者
8. 法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく業を行う事業者
9. 各種法令に違反している事業者
10. 前各号の他、当社が「適当でないと判断するもの」

4. スポンサー料および支払条件

　　当社は、停留所の設置の対価または住宅地停留所への協賛として、停留所設置料および会員へのスポンサー様広告提供に関する広告料（併せて「スポンサー料」）を以下のとおり頂きます。また、上記2．に定める協力を行うにあたってスポンサー様に生じた費用は、スポンサー様でご負担下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| スポンサー料の額： | 当社が別途提示する料金プラン表にもとづき、両者で合意した料金  月額　　　　　　　　円のお支払いは6か月分または12か月分一括でのお振込みをお願い致します。 |
| 支払条件： | 請求書受領月２０日締め翌月末現金振込 |
| 振込先： | 佐賀銀行　唐津支店　当座預金　 ６１３  または  福岡銀行　唐津支店　当座預金　 １０００１ |

5．前提条件および終了等

以下の事項にご留意下さい。

① 運行の実施および継続は、監督官庁、自治体、業界団体、その他の機関の許認可および承諾を得られること、および法令遵守の対応ができていることを条件とします。

② 運行は、当社および当社が協業する第三者の判断により、中止し、または運行期間満了前に終了することがあります。

6．秘密保持および個人情報の保護

スポンサー様は、スポンサーとなることの検討および運行にあたり、当社が秘密である旨明示の上開示した営業上・技術上の情報を、当社の事前の同意なく第三者に開示しないものとします。また、スポンサー様が個人情報を知り得た場合、法令に則り適正に取り扱うものとします。

７．責任の制限

本サービスの運行管理は、旅客自動車運送事業者が行います。旅客自動車運送事業者の故意または過失によりスポンサー様が損害を被った場合、当社の故意または過失によらずにスポンサー様が損害を被った場合、または上記4．①に定める前提条件の不成就もしくは同②に定める運行の中止・終了によりスポンサー様が損害を被った場合、当社は、スポンサー様に対して何らの責任を負いません。

8. スポンサー契約の終了

(1) スポンサー様のご希望で、運行期間中にスポンサー契約を終了されたい場合、（0955-74-1114：昭和自動車㈱乗合事業部）にお電話ください。スポンサー契約の終了をお申込みいただいた場合、その次に到来する9月または3月にスポンサー契約の終了の手続（以下「終了手続」）が行われることになります（終了手続が行われた月を、以下「終了手続の月」）。スポンサー様は、終了手続の月の翌月より、スポンサー料をお支払いする必要がなくなります。また、スポンサー様が提供した停留所は、終了手続の月の次に到来する9月末または3月末（終了手続の月が9月の場合、来年3月末、終了手続の月が3月の場合、同年9月末）をもって廃止となり、スポンサー契約も終了します。

(2) 本契約の有効期間は　　　　年　　月　　日までとする。但し、期間満了日までに当社もしくはスポンサー様から終了の申し出がなければ1年間延長することとし、以後同様とします。

以上の内容について承知し、スポンサーとなることを申し込みます。

年　 　月　　 日

|  |
| --- |
| ご住所  ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 名称  ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 担当者様氏名  お役職  ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |